

適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表について

郵便番号	〒060-0003
住所	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
団体名	一般社団法人 北海道消費者協会
業種	消費者団体
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syohisya.or.jp
意見及び理由	<p><u>1. 金融庁は、最近の詐欺的な投資被害の多発に鑑み、規制強化等消費者保護の施策を迅速に進めるべきである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁は、これまで検査等で多数の金融商品取引法違反事例等により、一般投資家の被害が多発していたことを把握していたにも関わらず、被害未然防止の抜本的な対策を先送りしてきた。 今回の政令等見直しの契機は、証券取引等監視委員会が、一般投資家に被害が拡大していることを重視し、金融庁に対し建議という形で提言した結果、ようやく見直しが行われたものである。 今後、高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘は、ますます悪質・巧妙化し被害が一層拡大する懸念が強い。消費者保護の観点から、届出制から登録制への規制強化や事業者への指導、監視強化等を積極的に進めるべきである。 <p><u>2. 今回の見直し案は、一般投資家の被害未然防止の観点から、個人の要件を厳格化したが、そもそもプロではない個人は、販売対象から除外すべきである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ハイリスクファンド等の投資は、資金力や高度な専門知識を持つ機関投資家の分野であり、そもそも個人レベルの投資家にはなじまないものである。 今回、販売対象の個人を「投資性金融資産を1億円以上保有かつ証券口座開設後1年経過した個人等」とハードルを高くしたが、現行の届出制の下での事業者への監督規制については、限界がある。 現に、「報告命令に応じない」「届出書提出義務違反」等、金融庁が「問題があると認められた届出業者リスト」には600を越える業者名が公表（平成26年4月末現在）されている等事の重大性を伺わせている。 例外を設けず、すべての個人を販売対象から除外すべきである。